

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立寺戸中学校

本校児童生徒及び教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合
の対応等について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

京都府におかれましては、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染拡大の防止を目的とした「京都BA.5対策強化宣言」について9月25日をもって終了されたところです。

本市におきましては、2学期開始以降、7月以来急増していた新型コロナウイルスへの感染児童生徒数及び教職員数は、減少傾向にあります。しかしながら、依然として感染経路が不明である感染ケースを複数確認しており、2学期開始以降、一部の小中学校において感染拡大防止の観点から学級閉鎖の措置をとっているところです。

このような状況を踏まえ、向日市立小中学校におきましては、今後とも、感染状況に応じた対策を徹底し、教育活動を継続させてまいります。

さて、先日（令和4年9月9日）、新型コロナウイルスへの感染者に対する療養期間等の見直しに係る向日市立小中学校の対応についてお知らせしましたが、あらためて、児童生徒や教職員等の感染が確認された場合の対応等について、下記のとおりとりまとめましたので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和4年9月9日以降の対応

1 学級閉鎖等（学級閉鎖、学年閉鎖、学校の臨時休業）の対応について

(1) 学級閉鎖の対応について

◇学級内で、複数の感染者や濃厚接触者、体調不良（発熱やのど痛、倦怠感等）による欠席を確認した場合、学級閉鎖の措置をとることがあります。

◇閉鎖期間は5日程度としますが、感染状況に応じて期間を延長する場合があります。

◇閉鎖期間中は、不要不急の外出は避けてください。

◇閉鎖期間中は、留守家庭児童会への参加も控えてください。

(2) 学年閉鎖の対応について

◇同学年内で、複数の学級において学級閉鎖の措置をとる場合、学年閉鎖の措置をとることがあります。

◇閉鎖期間は、学級閉鎖の期間と同程度とします。

(3) 学校の臨時休業について

◇校内で、複数の学年において学年閉鎖の措置をとる場合、学校の臨時休業の措置をとる場合があります。

◇臨時休業期間は、学級閉鎖の期間と同程度とします。

2 児童生徒が感染した場合や同居の家族が感染した場合の対応について

(1) 児童生徒及び同居する家族が、風邪症状等の体調不良が見られる場合

「児童生徒本人に、発熱やのど痛、倦怠感等の体調不良が見られる場合は、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。また、同居する家族に同様の体調不良が見られる場合につきましても、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。」

(2) 児童生徒が体調不良によりPCR検査等を受検することになった場合

「保護者は、速やかに学校に連絡（検査結果についても連絡）してください。また、児童生徒は、検査結果が判明するまで登校を控えてください（出席停止の取扱い）。検査結果の「陰性」が判明し、症状がなくなり次第、登校可能です。」

(3) 児童生徒の同居する家族が体調不良によりPCR検査等を受検することになった場合

「保護者は、速やかに学校に連絡（検査結果についても連絡）してください。また、児童生徒は、家族の検査結果が判明するまで登校を控えてください（出席停止の取扱い）。家族の検査結果の「陰性」が判明し、体調不良の症状がなくなり次第、登校可能です。」

(4) 児童生徒の同居する家族が感染した、または、教育委員会から児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

「自宅待機（出席停止の取扱い）となり、以下（表1）の対応とします。学校に連絡される際、自宅待機期間についてもお知らせください。」

(表1)

濃厚接触者の解除期間									
濃厚接触者の自宅待機解除				陽性者との最終接触日から5日間経過					
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
6日目解除	最終接触	待機	待機	待機	待機	待機	解除		
							※1登校可		
3日目解除	最終接触	待機	待機	解除					
		検査キットで陰性	かつ	検査キットで陰性					
					※2登校可				

※1登校可・・・6日目から登校可能としますが、7日間を経過するまでは、以下の活動について制限します。
 (マスクを外して行う体育や中学校の部活動等の参加は控えます。
 また、給食については、学級以外の場所でとります。)

※2登校可・・・2日目の検査キットによる結果「陰性」、かつ、3日目の検査キットによる結果、「陰性」であれば、3日目から登校可能としますが、7日間を経過するまでは、以下の活動について制限します。
 (マスクを外して行う体育や中学校の部活動等の参加は控えます。
 また、給食については、学級以外の場所でとります。)

(5) 児童生徒が感染した場合

「入院または、自宅療養等（出席停止の取扱い）となり、以下（表2）の対応とします。学校に連絡される際、療養期間についてもお知らせください。」

(表2)

感染者（有症状患者と無症状患者）の自宅療養期間									
有症状患者の場合		発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過							
6日目までに軽快	0日目	1日目	2日目	...	X日目	X+1日目	...	7日目	8日目
	発症	療養	療養	療養	軽快	療養	療養	療養最終日	解除
						24時間		※3登校可	
7日目以降に軽快	0日目	1日目	2日目	...	7日目		X日目	X+1日目	X+2日目
	発症	療養	療養	療養	療養		軽快	療養最終日	解除
						24時間		登校可	
<p>※3登校可・・・8日目から登校可能としますが、発症後10日間を経過するまでは感染リスクが残存するため、以下の活動について制限します。 （マスクを外して行う体育や中学校の部活動等の参加は控えます。 また、給食については、学級以外の場所でとります。） ※なお、8日目から10日目まで自宅療養した場合は出席停止の取扱い</p>									
無症状患者の場合		陽性に係る検体採取日から7日間経過							
通常	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	検体採取	(陽性)	療養	療養	療養	療養	療養	療養最終日	解除
								登校可	
5日目キットで陰性	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	検体採取	(陽性)	療養	療養	療養	療養最終日	解除		
						検査キットで陰性		※4登校可	
<p>※4登校可・・・6日目から登校可能としますが、7日間を経過するまでは、以下の活動について制限します。 （マスクを外して行う体育や中学校の部活動等の参加は控えます。 また、給食については、学級以外の場所でとります。）</p>									

3 保護者のご理解とご協力について

(1) 児童生徒及び同居のご家族がPCR検査を受検することになった場合、速やかに学校に連絡してください。また、その後の検査結果についても連絡してください。

なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所（931-1111）へ連絡していただくこととし、あらためて学校から保護者へ連絡します。学校時間外や休日に市役所に電話していただく際、冒頭にオートメッセージが流れますので、しばらくお待ちください。

- (2) 学級閉鎖等（学級閉鎖、学年閉鎖、学校の臨時休業）の対応をする場合は、文書やメール配信、電話等により連絡します。感染判明が下校終了後の時間帯になることが多いため、遅い時間に連絡することがあります。なお、学級閉鎖等の措置を講ずる場合には学校名を公表することとなります。
- (3) 学校におきましては、今後とも感染状況に応じた対策を講じながら、すべての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。各ご家庭におかれましても、引き続き朝の検温等、健康管理にご留意いただき、児童生徒に発熱やのど痛、倦怠感等の体調不良が見られた場合、また、同居のご家族に同様の症状が見られた場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。
- (4) 学校において感染が確認された場合、学校では感染者やその家族等へ差別や誹謗中傷は許されないこと、思いやりを持つことの大切さを指導しております。各ご家庭におかれましても、身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、引き続き差別や誹謗中傷は許されないことを話し合ってください、同調せず止める立場になっていただきますよう、あらためてお願いいたします。

担 当	学校教育課（ダイヤルイン）
連絡先	075-874-2998